

# 島根県スキー連盟運営規則

平成8年11月4日	制定
平成9年11月3日	改正
平成10年10月31日	改正
平成11年10月31日	改正
平成13年11月3日	改正
平成14年11月4日	改正
平成17年11月3日	改正
平成18年11月3日	改正
平成20年10月4日	改正
平成21年10月3日	改正
平成22年10月2日	改正
平成23年10月1日	改正
平成25年9月28日	改正
平成30年9月22日	改正
令和2年9月26日	改正
令和3年10月2日	改正
令和4年10月1日	改正

(根 拠)

第1条 本連盟の運営に関することは、本連盟の規約に定めるほか、この規則の定めるところによる。

## 第1章 会員の定義

(会 員)

第2条 加盟団体に属する登録会員は、公益財団法人全日本スキー連盟の登録規定に基づき登録された会員をいう。

## 第2章 役員を選出

(会長指名理事)

第3条 本連盟規約第12条第1項に定める理事のほか、同規約第12条第2項に基づき、会長は、次のとおり理事を指名することができる。

ただし、評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 会長指名理事 8名以内（このうち、事務局員3名以内を含む）

## 第3章 専門部の設置

(専門部の設置)

第4条 本連盟規約第14条第3項の規定に基づき、次の専門部を設置する。

- (1) 競技部
- (2) 教育部

(専門部の業務分掌)

第5条 競技部は、次の業務を分掌する。

- (1) 競技スキーの普及及び強化に関すること。
- (2) 競技スキー関係行事の運営に関すること。
- (3) 競技スキー選手の育成・強化及び派遣に関すること。
- (4) 公認スキー競技会の認定に関すること。
- (5) 競技スキー関係記録等の整理並びに記録等の作成に関すること。
- (6) その他競技スキーに関すること。

2. 教育部は、次の業務を分掌する。

- (1) 基礎スキー・スノーボードの普及及び強化に関すること。
- (2) 基礎スキー・スノーボード関係行事の運営に関すること。
- (3) 基礎スキー・スノーボード指導員及び選手の育成及び強化に関すること。

- (4) 各種検定会、講習会及び研修会の開催に関する事。
- (5) 公認資格者の審査、認定に関する事。
- (6) スキー・スノーボードの安全・傷害防止対策に関する事。
- (7) スキー学校の指導育成及び強化に関する事。
- (8) 基礎スキー・スノーボード関係記録等の整理並びに記録等の作成に関する事。
- (9) その他基礎スキー・スノーボードに関する事。

## 第4章 ブロックの設置

(ブロックの設置と目的)

第6条 ブロックは、本連盟の目的達成及び運営に積極的に協力し、本連盟の健全な発展と円滑な運営に寄与することを目的に設置する。

(構成)

第7条 ブロックの構成は、県内4ブロック制とし、次のとおり定めるものとする。

- (1) 第1ブロック 松江スキー、松江スベロー、東出雲、安来 以上4スキークラブ
- (2) 第2ブロック 横田、大東、木次、三刀屋 以上4スキークラブ
- (3) 第3ブロック 出雲、三瓶、琴引、赤名 以上4スキークラブ
- (4) 第4ブロック 浜田、くにびき、益田、江津、川本、美郷、瑞穂、瑞穂ハイランド、石見、金城、天狗石、津和野、ひきみ 以上13スキークラブ

2. 各ブロックの役員構成並びに運営等については、各ブロックにおいて、それぞれ定めるものとする。

(業務)

第8条 ブロックは、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役員候補者の推薦
- (2) 役員選考委員の推薦
- (3) 本連盟行事の執行運営及びその周知等
- (4) 本連盟に対する提案及び要望等
- (5) その他、目的達成のために必要な業務

## 第5章 加盟団体入会金等細則

(加盟団体の入会金及び年間負担金等)

第9条 本連盟第21条第4項に規定する入会金及び年間負担金は、次のとおりとする。

- |                   |        |                  |
|-------------------|--------|------------------|
| (1) 入会金           | 1団体当たり | 20,000円          |
| (2) 年間負担金(均等割分)   | 1団体当たり | 20,000円          |
| (3) 年間負担金(資格者数割分) | 1人当たり  | 2,000円(平成24年度まで) |
|                   | 1人当たり  | 3,000円(平成25年度施行) |

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の議決による。